

日本薬学図書館協議会 役員選挙管理規則

日本薬学図書館協議会規則第2号

制定：2022年6月14日

改正：2023年6月28日

(目的)

第1条 本規則は、日本薬学図書館協議会(以下「本会」という。)の会則第5章に規定する役員の選出について必要な手続きを定める。

(選挙の公示)

第2条 会長は、役員選出の年の1月15日までに役員選出に関する日程など必要な事項を本会ホームページに掲載し、会員に公示する。また、あわせてメーリングリストや文書で周知する。

(選挙管理会の設置および構成)

第3条 本会の役員の選出の円滑な運営を図るため役員選挙管理会(以下「本管理会」)を置く。

2 本管理会の委員は、正会員のうちから会長が委嘱する。委員のうち1名を委員長とする。

3 委員長および委員の任期は任命の日より役員選出が終了するまでとする。

4 本管理会の委員長および委員は第4条に規定する役員候補者及び役員候補者の推薦人になることはできない。

(立候補および推薦候補の届出)

第4条 理事候補者および監事候補者になろうとするもの、または理事候補者および監事候補者を推薦しようとするものは本人の承諾を得たうえで、本管理会が定めた期日までに所定の様式1または様式2に記入し届け出るものとする。

2 前項に定める届出は、本会が定める様式第1号、様式第2号を用いて行う。

(役員候補者の要件)

第5条 理事および監事候補者は、正会員Aおよび正会員Bに所属する職員、個人会員、本会役員に相応しい薬学および図書館における学識経験者とする。

(推薦人)

第6条 推薦人は、正会員Aおよび正会員Bに所属する職員および個人会員とする。

(候補者名簿)

第7条 本管理会は、提出された書類に基づき速やかに候補者および推薦人の資格審査を行い、理事会に候補者名簿を提出する。

2 会長は、総会に候補者名簿を提出する。

(結果の公示)

第8条 会長は選出結果を公示する。

(会長、副会長、専務理事の選出)

第9条 理事会は、会則第23条第2項の定めるところにより、任期の最初の理事会において会長、副会長、専務理事を選出する。

(欠員補充)

第 10 条 役員の欠員が生じた場合、第 5 条から第 9 条までの規定に関わらず、理事会は候補者を選定し、総会において役員の欠員の補充について議事を求めることができる。

2 前項により新たに補充された役員の任期は、次の役員選出を行うべき定時総会終結時までとする。

(附 則)

第 11 条 この規則は、2022 年 6 月 14 日から施行する。なお、「理事・幹事の選出手続きに関する細則」は廃止するものとする。

第 12 条 この規則は、2023 年 6 月 28 日から施行する。